

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	那珂市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.naka.lg.jp/page/dir001993.html">http://www.city.naka.lg.jp/page/dir001993.html</a>

執行機関名 那珂市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	那珂市在宅心身障害者(児)福祉手当支給条例(昭和52年那珂町条例第17号)による福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第12の項 那珂市在宅心身障害者(児)福祉手当支給条例(昭和52年那珂町条例第17号)による福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第一条	那珂市在宅心身障害者(児)福祉手当支給条例(昭和52年那珂町条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害に障がい <del>を有する</del> 児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障がい <del>を有する</del> 児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障がい <del>を有する者</del> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、在宅心身障害児又は在宅心身障害者(以下「障害者(児)」という。)の保護者に、在宅心身障害者(児)福祉手当(以下「福祉手当」という。)を支給し、これら障害者(児)の介護にあたる保護者と、その家族の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那珂市在宅心身障害者(児)福祉手当支給条例(昭和52年那珂町条例第17号)